

## 笠間市議会建設産業委員会記録

令和6年6月6日 午前10時00分開会

### 出席委員

委員長	益子康子君
副委員長	畑岡洋二君
委員	内桶克之君
〃	飯田正憲君
〃	石松俊雄君
〃	小藺江一三君
〃	石崎勝三君

### 欠席委員

なし

### 出席説明員

産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
農政課長	菊地恵一君
農政課長補佐	須藤辰紀君
栗ブランド戦略室長	藤咲篤君
農政課主査	石井正昭君
商工課長	桑嶋一志君
商工課長補佐	山本明子君
商工課G長	山口富男君
観光課長	山内一正君
観光課長補佐	川松祐市君
観光課G長	塩田誠君
観光課G長	村上俊和君
建設課長	田中博君
建設課長補佐	佐山和代君
建設課G長	中村哲也君
建設課G長	川又英人君
建設課G長	塙隆之君

建設課 G 長	島田 篤 君
管理課 長	鈴木 滋 君
管理課長補佐	菅谷 清二 君
管理課 G 長	郡司 和英 君
管理課 G 長	友部 賢一 君
管理課 G 長	酒井 一典 君
都市計画課 長	鶴田 宏之 君
都市計画課長補佐	大嶋 信二 君
都市計画課 G 長	仲野 一成 君
都市計画課 G 長	藤井 伸広 君
都市計画課 G 長	藤枝 秀延 君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局次長	堀内 恵美子
係 長	神長 利久

---

#### 議 事 日 程

令和6年6月6日（木曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第51号 市道路線の認定について
- ・議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

(2) その他

---

午前10時00分開会

○益子委員長 建設産業委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、建設産業委員会に御出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より堀内次長、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長にお願いいたします。

石井議員より傍聴の申出がありましたので、よろしくをお願いいたします。

---

○益子委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。それでは、審査に入ります。

審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

それでは、産業経済部農政課が所管いたします議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農政課の菊地です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）農政課所管分について御説明させていただきます。

歳入の補正予算はございませんので、歳出の補正予算について御説明いたします。

15ページをお開きください。

歳出予算の5款農林水産業費を御説明いたします。

補正予算の総額は475万6,000円の増でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金のうち、担い手対策強化促進事業補助金300万円の増につきましては、このたび認定新規就農者1名がネギの生産に必要な農業機械を購入することになり、当該認定新規就農者に対して機械購入費用の一部を補助するため増額するものでございます。

その下の有機農業推進協議会補助金175万6,000円の増につきましては、今年2月22日に設立されました笠間市環境農業推進協議会において、有機農業に関心のある農業者の方や関係機関が参加する栽培技術講習会の開催や市内の圃場での有機栽培実証実験の実施などを行い、栽培マニュアルや有機農業実施計画の策定に係る費用でございます。

当初は、国からの交付金を見込んで事業を実施する予定でございました。しかし、全国的に交付金の応募が多かったため減額されましたが、本市としましては、農業者にとって有益なものであることから、率先して有機農業を推進していくことや実質的な計画を策定しオーガニックビレッジ宣言をするために必要な経費であるため増額するものでございます。

農政課所管分の補正予算の説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

副委員長畑岡委員。

○畑岡洋二委員 今の担い手対策促進強化学業補助金ということなのですが、新規就農認定者の方ということなのですが、ちなみにどの辺の場所をその方は、圃場というか、やることになるのでしょうか、よろしく願いいたします。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 主に仁古田地区の圃場でネギの栽培を行っております。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 新規ということで、頑張ってもらうようによろしく願いいたします。

以上です。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

小藺江委員。

○小藺江一三委員 175万6,000円、これは何人ぐらいで、面積はどこらで、今から計画を立てるのだろうが、どういう作物をやるのか、作物全般なのか、有機農法というのは。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 まず、作物につきましては、お米でございます。面積につきましては、3人の方の圃場を御協力いただきまして、約1ヘクタールほど実証実験をしております。

○小藺江一三委員 面積は。

○菊地農政課長 約1ヘクタールでございます。

○益子委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 昔、有機農法で作った有機米とって売り出した人がいるけれども、その人は私の近くだから、それも米なので、毎日見ていたのです。冗談で言ったの。稲のかぶつをうない込むというか、耕うんして栽培しても有機農法なのかというようなことを冗談で言ったことがあるのです。その人は、いけずうずうしいというか、何とっていいか分からないような人で、堂々と有機栽培米と、米を当時は30キロの袋に印刷して売っていたわけだ。まさか今度はそういうことはないだろうね。

○益子委員長 その辺のあたりお願いします。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 有機JASという、有機農法ということで販売をするということが条件なのですが、有機JASの認証をしていないと本来であればそこはうたえないということにはなっております。

○益子委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 そういう資格を持った人がやるの。

○益子委員長 部長、お願いいたします。

○礒山産業経済部長 では、私のほうから。今回の有機オーガニックビレッジ宣言の準備の事業でございまして、試験的に3名のお米農家の方の圃場をお借りしてやっているところ

ろでございます。将来的には、きちんと有機米として有機JASを認証して販売できるような計画をその3名の圃場を借りて行いまして、それを今後、意欲のある生産者、有機に取り組みたいという生産者の方に横展開していくための実証の計画でございますので、きちんとした形での流通をさせるような実証を行っているというところでございます。

○益子委員長 小菌江委員。

○小菌江一三委員 委員長、暫時休憩。もう3回終わっちゃったから。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

---

午前10時10分再開

○益子委員長 では、暫時休憩を解きまして本題に入ります。

ほかにありませんでしょうか。

内桶委員。

○内桶克之委員 説明の中では、米農家の実証実験ということですがけれども、今回、この協議会には野菜と米が入っていると思うのですがけれども、野菜のほうの実証実験はやるのかやらないのか。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 今回の事業では、別メニューとはなるのですがけれども、野菜に関しては1回栽培講習会をやっていく予定になっております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 それは補正の前に取っているやつで、今回の補正では米ということによるのでしょうか。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 今回の補正に関しては全て米でございます。野菜に関しては、事業者の別のメニューの補助事業がありますので、そちらで実施していくことになっております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 その有機農業の推進とともに、スマート農業というところの視点もあると思うので、水田なんかはスマート農業の実証も一緒にできれば一番いいのかと思っていますが、そういう考えはあるのでしょうか。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 よく雑草対策でアイガモロボット化というのがあるのですがけれども、雑草を取るのに省力化につながる機械ですので、そういうのも参考にしながら、できたら実証のほうをしていきたいと思っています。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。  
これより採決に入ります。  
お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

---

午前10時12分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工課が所管いたします議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 商工課の桑嶋です。よろしくお願いいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）商工課分の補正予算内容について御説明させていただきます。

歳入の補正はございませんので、歳出内容について御説明させていただきます。

15ページをお開き願います。

最下段になります。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金、新紙幣対応支援事業補助金750万円は、物価高騰対応重点交付金を財源といたしまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響で利益減少が懸念される中小企業への支援を目的に、7月に発行予定されている新紙幣の発行に伴う現金収受機や券売機など改修・更新を行った中小企業に対し、1台当たり補助率2分の1、15万円を上限として支援するものでございます。対象の業種は、小売業、飲食業など指定した業種となります。

6月補正での対応となりますが、令和6年4月1日以降に更新した機器についても遡って補助対象とする予定でございます。

以上が補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

小藺江委員。

○小藺江一三委員 750万円、飲食業とかそういうお店が何十件、何百件あるか知らないが、これで全員間に合うの、足りるの。

○益子委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 私たちの想定の中で試算した限りでは、50件で足りるというふうに想定しております。

○益子委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 50件ぐらい、じゃあゆっくり間に合うね。

○益子委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 50件といいましても、50台分という形になります。想定の中では、例えばガソリンスタンドとかでも対象になるかと思うのですが、一つの場所によっては3台、4台というような形にはなるかと思えます。その中でも50台分というふうに考えております。

○益子委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 台数限定で、申請者というか、そういうことやっていて、こういう補助を受けたいといったって、申請者全部に出るわけじゃないだろう、周知徹底しているの、それは。

○益子委員長 桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 周知徹底はこれから周知させていただくところでございますが、台数は50台まで、予算が750万円ですので50台までとなっております。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

飯田委員。

○飯田正憲委員 今、50台までと言ったね。それと、多いときには3台、4台と1件で。それで不公平が出ないのかな。公平性というのか。

○益子委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 公平性につきましては、例えば多いところはあるかと思うのですが、我々の想定の中でカウントした限りは、大体間に合うのかなというふうには考えております。

○益子委員長 飯田委員。

○飯田正憲委員 大体じゃ困るのだ。行政がやっていることだから、しっかりきちんとした形でないと。大体でという物事というのは、我々だって大体ということは使わないよ。駄目だよ、きちんと調べた台数でちゃんとやらないと。これは多分後でどうのこうの出てくる問題だと思うのだけれども、そこらどういうふうに。

○益子委員長 それについて何か。

桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 予算につきましては、750万円という予算を計上させていただいておりますが、補助金の額としましては15万円が上限となっております。ただ、機械によっては新しいものであったり、札が千円札から一万円札まで対応するもの、千円札だけのものというものがありますので、機械によっては大きくお金がかからないというものもあります。ですので、その中で吸収できるものと考えております。

○飯田正憲委員 しっかりするんだよ。

○益子委員長 ほかに。

畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 質問が戻ってしまって申し訳ない。今の飯田委員もそうですし、小藺江委員も、台数、要求とのマッチングが十分あるかないかということで、今の段階でははっきりしないようですから、オーバーしたときには何ができるかは今の時点で答えはないでしょうけれども、取りあえずはそこで数字を把握して、何かできることがあるかないかの検討をそのときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

---

午前10時19分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課の山内でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の観光課所管分の補正内容について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為でございます。

予算書の5ページをお開き願います。

債務負担行為につきましては、来年4月当初からの業務を実施していくため、今年度中に契約事務が必要となりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

上から5行目で一番下でございますが、つつじ公園指定管理料の1億3,650万円でございます。公募により、つつじ公園の一般管理とつつじまつり事業、公園を利用したイベント事業を行うため指定管理を行うというものでございます。令和7年度から令和9年度まで3年間の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、歳入のほうはございませんので、歳出について御説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

6款商工費、2項観光費、1目観光総務費、10節の需用費、補正額が224万4,000円の増でございます。秋の観光シーズンを迎える前に、市内各駅前に設置してございます観光案内板について情報を最新に更新していくという経費及び稲荷ポケットパーク、稲荷神社の鳥居脇の部分でございますが、そこにありますパンフレット置場の修繕をする費用というような経費でございます。

以上が観光課所管分の補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 今の案内板の修繕、リニューアルということの説明があったと思うのですが、正直言って、私も案内板が公共施設の統廃合等々いろいろあったり、道が変わったりして、テープを張りながらしのいできているのは重々分かっているのですが、これ箇所数とすると今回どのぐらいまで、全部できるのか、取りあえず目立つところになってしまうのか、その辺当然お分かりでしょうから、御説明いただければと思います。

○益子委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光箇所につきましては駅を考えてございまして、友部駅、笠間駅、岩間駅と。それで、笠間駅は出たところに1か所、友部は北と南に1か所ずつ、そして岩間も東と西1か所ずつということで、そこにあります看板の内容が、例えばスカイロッジ、おっしゃられたようにテープを張って対応していた部分もあるのですが、その中身を新たに更新をしてというような、その5か所を考えてございます。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 取りあえず駅前のみさしくゲートウエーのところだけということのよう  
ですけれども、今回はそれということになると思うのですけれども、具体的に言うと、旧  
笠間地区に多分多かったと思うのですけれども、大きな御影石で作ったところに地図を貼  
り付けて、これが市内何か所かあって、この辺もどうにかならないのかなと思うことなの  
ですが、今回それは入っていないと思いますから、今後そういうところも含めて、今回は  
初めてで、これからも情報というのは更新するのが当たり前なので、定期的にやれるよう  
なことを考えていただければなと思います。よろしくをお願いします。

○益子委員長 要望でよろしいでしょうか。

○畑岡洋二委員 はい。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

小藺江委員。

○小藺江一三委員 つつじ公園指定管理料、3年間で1億3,650万円、年間にすると5,000  
万円にはならないけれども5,000万円近い金になるわけです。委託料になるわけです。

あそこ、前から思っていたけれども、何でそんなにお金がかかるのか。何年か前に一般  
質問をやったとき、議員でもやっていなければ半値の7掛けで私が請け負うというよう  
なことを冗談半分に言ったけれども、何を基本に計算して年間5,000万円もかかるよう  
なあれなのですか。

○益子委員長 観光課長山内一正君。

○山内観光課長 支出の部分では、植栽管理というものが大体4,000万円ぐらにかかると  
いう内訳になります、年間。その中に一般管理費と人件費、役務費が含まれるほかに、あ  
と、つつじまつりの事業をやっています、そこで900万円強の事業がかかってくると。  
それ以外に、つつじまつりもしかりなのですが、山頂で行うようなイベントで、これは40  
万円ぐらいを見ているのですが、トータルだと年間5,500万円ぐらにかかってくるとい  
うようなのが出ております。

つつじまつりの入場料のほうで5年間の平均を取っているのですけれども、約1,000万  
円ちょっとでございますので、そこから1,000万円を引いて4,550万円という数字の3年分  
ということで、指定管理料のアップ分として算定をしているというような状況ござい  
ます。

○益子委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 だから、私が聞いているのは、今、つつじまつり入場料を取っていて  
1,000万円ぐらいあると、それを引いて年間4,000万円ぐらいの管理料だというような課長  
の説明だけれども、その管理料の4,000万円、例一つを挙げれば、草刈り何人手間とか、  
消毒幾らとか、そういう4,000万円の額に達する基礎があるだろうと、それはどうなの  
だと聞いている。

○益子委員長 山内一正君。

○山内観光課長 ちょっと言いますと、例えば草刈りですと、草刈り工で大体670万円、薬剤散布で2,564万円という薬剤費です、殺虫剤。それから剪定するお金、あと樹木の管理、芝生の管理、そういうものです。なので、主なものとする草刈りと薬剤散布、一番大きいのは薬剤散布になってきますけれども、それでの費用が実績として上がっているものを平均として出しているという状況でございます。

○益子委員長 小菌江委員。

○小菌江一三委員 消毒が、薬剤散布が2,500万円だけれども、おまえら言うこと聞かないのだろう。何薬を使っているか知らないけれども、ウメゴケか、まだ退治できていないだろう。ウメゴケって何か分かんないのか、分かるだろう。ウメゴケがいまだに退治できないだろう。何年か前に私が言ったでしょう、硫黄合剤を振ってみると、3年続けて。これなんか安いものだ。恐らく数万円であの全面積振れるのではないかな。ただ、造園屋というのか、業者は嫌がる。機械は汚れる、散布する時期も見なくちゃならない。少し面倒くさい薬だけれども、気が利いた造園屋、それから果樹園芸家、これはほとんどの人が私は使っていると思う。昔からある農薬で、オーバーに言えば万病に効く薬だ。少し硫黄の臭いがするから、1週間ぐらい、石灰硫黄合剤というのだから硫黄の臭いがするから、温泉の臭いだから近所迷惑にもならないと思うが、それをやってみると私が言ったわけだ。いまだにやっていないだろう。（発言する者あり）待ってろよ、慌てんな。

薬だって、2,500万円も3,000万円近くもそんなにかからないのだ。10リットル買って幾らだっけ、二、三千円だと思った、その農薬は。ただ散布が、くどいようだが面倒くさいだけ。いまだにウメゴケも退治できていないだろう。

また、つつじ公園、もったいないような古木というか、古木から参っているわけだから。若いこういったへなへなのつつじなんか植えたって意味がないのだよ。古木があるからいいところがあるわけだから、それを大事にしなくちゃ駄目だろう。それに4,000万円も5,000万円近くもかかるのならば何も文句言わない。ただ名ばかりだっけという感じでやっている。時期にやっていない。農薬散布だっけちゃんとその時期にやっていない、適期にやっていない。

下草刈りだっけ、今でこそ、つつじが見えなくなるほど草ぼうぼうにしておいたときもあるかもしれないけれども、つつじが見えなくなるほど草ぼうぼうにはならなくなったけれども、もう少し管理の仕方があるだろう。誰が管理してやっているのか知らないけれども、まだまだ管理だっけ十分とは言えない。十分の予算は取っても、4,000万円も5,000万円も近い金で、だから聞いているのだ。どこへ使っているのだよ、そんなに。半値の7掛けで、私、こんな議員なんかやってなければ請け負うよ。半値の7掛は幾らなのだ。

○益子委員長 それについて何か。農薬、その辺のこと。

山内一正君。

○山内観光課長 小菌江委員おっしゃるように、今、言われました石灰硫黄剤ですか、第

1ゲート、第2ゲート、第3ゲートあるのですが、その第1ゲートから上がってきた部分でエリアを決めて、御提案いただいた農薬というか材料も一部エリアを決めて使って、ちょっと見ているというような状況であります。

○小藺江一三委員 私、2回目、3回目言っちゃったのか。

○益子委員長 3回目です。

○小藺江一三委員 3回目言っちゃった。

○益子委員長 言っちゃった。

○山内観光課長 でありまして、業者のほうとももちろんこれは協議をして進めています。業者のほうは、請負で今は管理を笠間観光協会がやっておりますけれども、その中には入って笠間市の造園建設業協同組合のほうで管理をしているわけでございますけれども、ウメノキゴケで確かにおっしゃるようになかなか退治が難しい部分あるのですが、状況としては、今の薬、確かに高いのですけれども、改善はされてきていて、事業のほうでもそこはよりいい効果が現れるような調整はしながら進めているところでございます。

ただ、おっしゃるように全部それにしているということでもなくて、今のところメインとなるのはウメノキゴケのほうの薬を使っているという現状が続いているというところでございます。

○小藺江一三委員 委員長、休憩願います。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

---

午前10時36分再開

○益子委員長 では、暫時休憩を解きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、都市建設部建設課が所管いたします議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

建設課長田中 博君。

○田中建設課長 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）建設課所管分の主な事業や工事内容につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

上段3行目になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金4,036万1,000円の増額でございます。

内訳でございますが、初めに、社会資本整備総合交付金、地域の暮らしを支える安全快適なみちづくりに係る県立中央病院周辺の渋滞対策事業（仮称）鯉淵南友部線で2,678万8,000円の減額となります。

同じく社会資本整備総合交付金、地域産業を強化する幹線道路と産業拠点を結ぶ市町村道整備に係る安居工業地域整備推進事業（岩）2級19号線外1路線で24万2,000円の減額となります。

次に、道路メンテナンス事業補助金に係る笠間市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの修繕工事及び点検業務で9,762万5,000円の増額となります。

次に、防災・安全交付金、県民の暮らしを守る災害に屈しない強靱なみちづくりに係る舗装修繕計画に基づく（友）1級1号線ほかで400万円の減額となります。

同じく防災・安全交付金、子どもの安心・安全な登下校を守る通学路交通安全対策に係る通学路の歩道整備（友）2級2124号線（平町）ほかで1,323万4,000円の減額となります。

次に、地域連携道路事業（ICアクセス）補助金に係る笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業で1,300万円の減額となります。

次に、2節住宅費補助金3,190万8,000円の減額のうち、建設課所管分は3,169万2,000円の減額でございます。

内容につきましては、社会資本整備総合交付金（地域住宅・狭あい道路）に係る（友）3161号線（中央）外1路線でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

2段目になります。7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、14節工事請負費1億7,702万7,000円の増額のうち、建設課所管分は1億7,458万5,000円の増額ござい

ます。

内容につきましては、道路メンテナンス事業補助に係る橋りょう維持補修整備工事費（常磐自動車道本線上の橋りょう補修工事など）1億8,282万5,000円の増額及び（友）1級1号線ほかの舗装修繕工事費824万円の減額でございます。

次に、3目道路新設改良費、12節委託料1,700万円の増額でございます。内容につきましては、JR常磐線第二鴻巣踏切と接道する（友）2級14号線の道路改良工事に必要な測量設計業務委託料でございます。

同じく14節工事請負費1,600万円の増額でございます。内容につきましては、平町（友）1級7号線と1級9号線との交差点改良及び歩道設置に必要な道路改良工事費でございます。

次に、4目幹線道路整備費、12節委託料5,517万6,000円の増額でございます。内容につきましては、県立中央病院周辺の渋滞対策事業（仮称）鯉淵南友部線の交付額決定に伴う委託料の減額でございます。

同じく14節工事請負費2,477万1,000円の減額でございます。内容につきましては、（笠）3592号線歩道整備事業（笠間）の交付額決定に伴う工事費の減額でございます。

次に、5目狭あい道路整備等促進費、14節工事請負費5,419万円の減額、16節公有財産購入費152万円の減額、21節補償・補填及び賠償金953万円の減額でございます。内容につきましては、交付額決定に伴い、対象路線4路線から（友）3161号線（中央）友部消防署南側外1路線に路線を組替えするものでございます。

以上で建設課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

内桶委員。

○内桶克之委員 道路新設改良費3,300万円の補正のところ、工事請負の道路新設工事が1級9号線と1級7号線の交差点というところなのですが、場所をもう1回お願いします。

○益子委員長 建設課長田中 博君。

○田中建設課長 友部第二小学校を旭町に向かいまして、ミートショップ金沢が入ります丁字路の道路改良、交差点の施設改良と、1級7号線は大沢保育園に入る側の歩道を設置する予定でございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 あそこゴルフ練習場がなくなって、スズキアリーナができたところの1級9号線側じゃなくて1級7号線側をやるということで確認をしたい。

○益子委員長 田中 博君。

○田中建設課長 内桶委員の言っているとおりで、スズキアリーナが1級7号線側に接道

しています。そちらのスズキアリーナ側から用地のほうを協力していただきまして、歩道を設置する予定であります。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 あと、道路幹線整備費の測量設計委託料と道路新設改良の委託料が減額になっているというところで、鯉淵南友部線の減額になった影響で事業が遅れるということも考えられるのかどうか。

○益子委員長 建設課長田中 博君。

○田中建設課長 当初要望額よりは、想定額よりは大分交付決定は落ちておりますが、今後は補正予算のほうがありますので、そちらのほうを対応しながら進捗率は遅くならないように進めていきたいと思っております。

○益子委員長 ほかに。

小藺江委員。

○小藺江一三委員 橋りょうと言ったから橋も関係するのかな。うちの土地改良をやったのはいつだ、昭和38年か昭和39年か昭和40年だったかよく覚えていない。とにかく30年以上はたっているわけだな。三、四十年たっているわけだ。これは一回話したつもりだけれども、みんな赤さびが出ちゃっているのだ。だから、瓦千年手入れ万年じゃないけれども、もう傷んじゃって、災害でもあると道路とかなんかも交通止めになるまでうっちゃっておいて交通止めで直したりとか、そうならないうちに今ならばそんなに費用もかからないでできると思う。ただ、段取りが容易じゃないわけだ。段取りがかかるところがある、いろいろと足場を組んだり何かして。そういうことはいつになったらやるのかな、やらないのかな。見て歩いたのかな、それ、橋が五つも六つもあるのに。

○益子委員長 田中 博君。

○田中建設課長 小藺江委員の橋りょう点検についてですけれども、令和2年度から順次危険箇所、笠間市内で約351橋ございます。それは委託をかけまして全部点検、1段階から5段階まで危険度を判定して優先順位を決めております。

今、小藺江委員が話している土地改良などは大分古いので、昔、金属製のコルゲートで横断をさせている箇所がありますので、そういったところは危険が生じる、もしくは危険を伴うということであれば、優先順位を上げて早期に改善していきたいと思っております。

○益子委員長 では、よろしいでしょうか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

---

午前10時48分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理課が所管いたします議案第51号 市道路線の認定についての審査を行います。提案者の説明を求めます。

管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 資料は、タブレットの06建設産業委員会令和6年6月6日の中に保存してございます。

それでは、議案第51号 市道路線の認定について御説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

今回審査いただく、認定する路線7路線の路線名と起点、終点、延長、幅員等を一覧にしております。

続きまして、3ページを御覧ください。全体の位置図となります。

それでは、各路線ごとに説明をさせていただきます。

認定路線の1になりますので、4ページを御覧ください。鯉淵地内の位置図になります。詳細図は5ページを御覧ください。

路線名が、市道（友）3575号線になります。この路線の西側に、南北に延びる市道（友）3082号線がありまして、その道路の改良事業に伴いまして、東側に位置する既存の市道と結ぶ赤色で表示させていただいた区間を認定し、新規路線として整備を行ってまいります。

続いて、議案書6ページを御覧ください。平町地内の位置図になります。詳細は7ページを御覧ください。

認定路線の2番でございます。民間事業者の開発行為に伴います市道の認定となるものでございます。

続いて、議案書8ページを御覧ください。旭町地内の位置図になります。詳細は9ページを御覧ください。

路線の3、4、5、6番につきましては、民間事業者2事業者の開発行為に伴って市道認定をするものでございます。

続いて、認定路線7番になりますので、10ページをお開きください。下郷地内の位置図

になります。詳細図は11ページを御覧ください。

路線7番につきましては、民間事業者の開発行為に伴って市道認定をするものでございます。

参考資料としまして、市道路線の起点、終点の写真を別の資料として5-2という資料をつけさせていただいておりますので、御覧になっていただければと思います。

議案第51号の説明は以上になります。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 開発行為に当たっての進入路に関して、笠間市では補助事業を設立してやっているのですが、その補助の該当というのは管理課のほうでは分かるのですか。

○益子委員長 関根部長。

○関根都市建設部長 都市計の範囲なので、分かる範囲でお答えさせていただくと、4戸以上の団地で所定の幅員とその規格を満たしていれば補助の対象にはなるということで、今回、補助の対象、基本的には立地適正化区域内の団地ということで何件かは対象になっているかと考えています。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 所管が管理課ではないということなのですが、平町地内の開発というのは結構、今、多くあるので、そういうのが大分できているのではないかなということで、それは別に担当課に聞きますけれども、一応その開発行為に対しての優先、住宅開発に対しての笠間市の施策というところで、そこら辺もほかの課でやっているけれども、分からないということではなくて確認をしてもらいたいと思います。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）管理課所管分の補正予算について御説明申し上げます。

初めに、歳入につきまして御説明いたします。

11ページを御覧ください。

22款市債、1項市債、3目土木債、1節道路橋りょう債770万円のうち、6段目の道水路等自然災害防止対策事業債550万円につきましては、この後説明いたします歳出予算の財源として借り入れる地方債となります。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページをお開きください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、12節委託料、測量設計等委託料304万7,000円が管理課所管分となります。

市道（岩）1級6号線における下郷地内岩間中学校北西に、一級河川桜川に架かる橋がございます。この橋は幅員が狭く、橋の前後で車両同士がお互いに待機をしながら通行している状況です。車両の待機場所が確保できていないこと、歩行者の通行に支障があるため待避所を設けるための測量設計委託料を増額するものです。

続いて、2段目の14節工事請負費1億7,702万7,000円のうち、道水路維持補修整備工事費244万2,000円が管理課所管分でございます。先ほど御説明いたしました待避所の整備工事費を増額するものです。

以上で管理課所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、これで質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

---

午前10時57分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市計画課が所管いたします議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 都市計画課の鶴田です。私のほうから、議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、太陽光発電設備設置事業と地域とのさらなる調和及び事業地の維持管理体制の強化を図ることを目的とし、事業地の環境調査の実施及び地域との協定の締結の義務化、さらには事業地の維持管理状況報告書の提出につきまして規定するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

第2条第1項第8号におきまして、環境影響評価についての定義を定めております。

第7条の2では、環境保全措置として、事業区域内の環境影響評価の実施及び報告書の提出などについて規定しております。

次に、第9条の2といたしまして、事業者と行政区との協定の締結義務化につきまして規定をしております。

続いて、5ページをお開きください。

第16条におきまして、事業区域内の適正な維持管理を促すため、区域内の防災施設等の維持管理状況に関する報告書の義務づけをするものでございます。

続きまして、3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、本条例は、周知期間を考慮し、令和6年10月1日から施行することとしております。

なお、経過措置といたしまして、10月1日以前に協議が終了したものにつきましては、第7条の2及び第9条の2の規定は適用しないこととしております。

以上で議案第49号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 報告及び立入調査の第16条のところとか、この太陽光発電施設が20年程度という期間存在することを想定しているのですけれども、その間に事業者が替わることも想定されると。そのときに、当初関わった事業者と地域との間の取決め事項は、当然とか、そのまま引き継がれることをここではそう理解してよろしいということなのでしょうか。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 その点につきましては、当然、地元と事業者の協定の中でもそういった協定の存続といいますか、そういったことについても定めるということで考えておりますので、それは存続するというように考えております。

○益子委員長 畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 あと、これは以前から気になっていたことではあるのですけれども、ここでは書かれていないことになってしまうのかもしれないのですけれども、積立金を事業者がしているということが国でルールづけされていると思うのです。固定買取制度の認定を受けるに当たって積立金をすると。でも、これはほとんどの場合非公開なのですから、こういうものをどこかで公開となれば当たり前のように全て公開ということになるのでしょうかけれども、こういうところの今回はないと思うのですけれども、今後こういう条例の中にそういう制限というのは可能な項目になるのですか。ちょっと今回と外れてしまうかもしれないのですけれども、分かる範囲でよろしくをお願いします。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうですね、積立金の義務化とかという部分もあるかと思うのですけれども、そういったところで独自の市町村でそういう積立金の義務化などを行っているところもありますし、あとは法とは別に、あとは公表なんかは一部ホームページ上では見られるようになっております。積立ての額につきましては、額と言いますか、事業者と。

○益子委員長 畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 暫時休憩させていただいて、今回の条例とずれてしまいますので。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時05分再開

○益子委員長 暫時休憩を解きまして会議を開きます。

ほかに質疑。

内桶委員。

○内桶克之委員 1点確認をしたいのですけれども、今回の環境影響調査を実施するに当

たつての面積要件というのがあって、伐採が1万平方メートルと書いてあるのです。ですから、開発ではなく伐採が伴うのが1万平方メートルということで、太陽光の開発で伐採が伴わない面積があっても、その伐採が1万という規定で対象とするという解釈でいいのですね。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 はい、そのとおりでございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 そうなると、つまり1万5,000平米全体であっても、伐採が8,000平米だった場合は、この規定にはのっとらない行為ということでよろしいのですね。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そういう考えで今回定めております。

○内桶克之委員 分かりました。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 続きまして、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の都市計画課所管分につきまして御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

9ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金3,190万8,000円の減のうち、都市計画課所管分は社会資本整備総合交付金21万6,000円の減でございます。公営住宅子育て世帯支援事業に対する交付金の国の内示額による減額ございま

す。

続きまして、歳出でございます。

17ページをお開きください。

7款土木費、4項都市計画費、3目公園費、14節工事請負費、公園施設整備工事費126万5,000円の増は、笠間中央公園内において植栽工事に係る費用でございます。

内容でございますが、暑さ対策も含めまして公園内にケヤキを5本程度植える予定でございます。

以上で都市計画課所管の議案第54号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 これは以前にも暑さ対策で植栽をしていると思うのですが、公園の東側のところかなという感じがするのですが、今回、どこの位置にやるのですか。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 今回は芝生広場のほうでして、トイレがあるかと思うのですが、トイレの北側といいますか。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 トイレがあるということは芝生広場の真ん中辺で、トイレの北側ということは駐車場側になるということですね。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 図面が小さくて申し訳ないですけども、芝生広場、ふらっと広場というんですけども、その周りに、ごめんなさい、図面がなくて申し訳ない。周りに5本程度、トイレ側のほうに植える予定であります。北側にはイロハモミジ等を植えておりますので、南側のほうには植栽していないので、今回は広場の南側のほうに5本程度植える予定でいるのですけれども。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 日陰をつくるというのは、芝生広場の一部の南側の日陰をつくるという目的なのですか。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そういう目的でございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退室のため暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時11分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○益子委員長 それでは、タブレットの資料07を御覧ください。

6月4日に、付託委員会である総務企画委員会より、諮問第3号 審査請求に関する諮問について、当委員会の所管に関連があるので、笠間市議会会議規則第103条の規定により、連合審査会開会申込書が提出されました。

当委員会として、この申入れに対し、同意するか否かを回答する必要があります。ただし、建設産業委員会は付託委員会ではないため、討論、表決に加わることはできません。

このようなことを踏まえ、御意見がある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

連合審査会開会に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、連合審査会開会に同意することと決しました。

なお、総務企画委員会から令和6年6月4日付で申入れのあった連合審査会開会について、同意することに決定しましたので回答したいと思います。

連合審査会の開催については、明日6月7日本会議終了後、全員協議会室にて行います。ということで、よろしくお願いたします。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 分かりました。では、休憩を取りたいと思います。時間的には、今、15分としまして25分まで、よろしいでしょうか。休憩いたしますので、よろしくお願いたします。

午前 11 時 14 分休憩

---

午前 11 時 23 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、今期定例会において建設産業委員会に付託になりました議案の審査は全て終了いたしました。

御審議いただきました審査の結果については、定例会最終日に報告いたします。

なお、報告書の作成については委員長及び副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 御異議がありませんので、私と副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、建設産業委員会を閉会いたします。

午前 11 時 25 分閉会